

(12) 公益財団法人鳥取県臓器・アイバンク 給与等状況報告書

1 職員給与の状況（令和7年度）

給 与 費	10,345 千円
-------	-----------

3 職員の初任給の状況（令和8年4月1日現在）

区 分		初 任 給	備 考
コーディネーター職	大学卒	その者の職と責任及び学歴、職歴、経験年数、その他事情を考慮し、県給与条例に準じて常務理事が決定する。	
	高校卒		
事務職	大学卒		
	高校卒		

5 職員手当の状況（令和8年4月1日現在）

区 分	内 訳		
期末手当 勤勉手当 (県の規定に準ずる)	〔支給割合〕		
	区 分	期末手当	勤勉手当
	6 月期	1. 2625 月分	0. 9625 月分
	12月期	1. 2625 月分	0. 9625 月分
	計	2. 525 月分	1. 925 月分
	職制上の段階、職務の級等による加算措置		有
	〔令和 7 年度実績〕		
1 人当たりの平均支給額		1, 316, 783 円	

内 訳			
退職手当 (県の規定に準ずる)	〔支給率〕		
	区 分	自己都合	早期退職・定年
	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続 25 年	28.0395 月分	33.270750 月分
	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709000 月分
	勤続 40 年	44.7795 月分	47.709000 月分
	(その他の加算措置)		
	定年前早期退職特例措置 (2 %～20%加算)		
	25年以上勤続した年齢50歳以上60歳未満の職員が、定年前に早期退職制度により退職する場合に加算があります。		
	〔令和 7 年度実績〕 支給実績なし		
時間外勤務手当 (県の規定に準ずる)	〔令和 7 年度実績〕 1 人当たりの平均支給年額 105,357 円		

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
管理職手当	—	制度なし	
扶養手当 (県の規定に準ずる)	扶養親族を有する職員	ア 扶養親族 (子及び配偶者を除く)	6,500 円
		ただし、行政職給料表8級、9級及び同相当職は右のとおり。	8 級 : 3,500 円 9 級 : 支給しない
		イ 子	13,000 円
		満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1 人につき 5,000 円を加算
		〔令和 7 年度実績〕 1 人当たりの平均支給月額 13,000 円	

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月 額12,000円を超え る家賃を支払って いる職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給
		イ 単身赴任手当受給者で 配偶者に居住させるため 借家・借間を借り受けて いる者	借家・借間居住者の例によった 場合の額の2分の1相当額
		〔令和7年度実績〕 支給実績なし	
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用 し、又は自動車等 を使用して通勤し ている職員	支給額	以下のア～オの金額の合計（上限 150,000円）
		ア 交通機関等利用者	次の①又は②のうち、支給単位期間当 たりの額が低い方の額 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,700 円 から 53,100 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等 利用	特別急行料金、高速自動車国道等特別料 金等の額を加算
		エ 駐車料金を負担 している場合	駐車場の利用に係る料金を実費支給 （1月当たり 5,000 円を上限と する。）
		オ ノーマイカー運動 に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月当 たり3往復程度参加することを想定した 通勤手当を支給
		〔令和7年度実績〕 1人当たりの平均支給月額 11,000 円	
6 役員の報酬等の状況（令和8年4月1日現在） 制度なし			
7 嘱託職員・非常勤職員等の報酬等の状況（令和8年4月1日現在） 制度なし			

8 給与制度の変更			
(1) 変更内容			
区 分	変 更 内 容		変 更 理 由
給料表（給料月額）	県の改正後の給料表に改正		県の制度に準じた改正
期末手当 勤勉手当	6月 期末 1.2625月分 12月 勤勉 0.9625月分 6月 期末 1.2625月分 12月 勤勉 0.9625月分	6月 期末 1.250月分 12月 勤勉 0.925月分 6月 期末 1.275月分 12月 勤勉 1.000月分	県の制度に準じた改正
扶養手当	子 13,000円	子 11,500円 配偶者 3,000円	県の制度に準じた改正
通勤手当	支給額 以下のア～オの金額の合計（上限150,000円）	支給額 以下のア～ウ及びオの金額の合計（上限150,000円）にエの額を加算した金額	県の制度に準じた改正
	ア 交通機関等利用者略	ア 交通機関等利用者略	
	イ 自動車等使用者略	イ 自動車等使用者略	
	ウ 特別急行列車等利用略	ウ 特別急行列車等利用略	
	エ 駐車料金を負担している場合 駐車場の利用に係る料金を実費支給（1月当たり5,000円を上限とする。）	エ 駐車料金を負担している場合 （駐車場代の加算） 通勤のために自動車を使用し、及び駐車場の利用にかかる料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額を支給（1月当たり1,000円を上限とする。） （パークアンドライド） 公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額を支給（1月当たり3,000円を上限とする。）	
	オ ノーマイカー運動に参加する場合略	オ ノーマイカー運動に参加する場合略	
(2) 適用日 令和8年4月1日			